

計 画 書

中部広域都市計画道路の変更（沖縄県決定）

都市計画道路中 3・2・6 号胡屋泡瀬線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・6	胡屋泡瀬線	沖縄市中央二丁目	沖縄市泡瀬四丁目	沖縄市胡屋五丁目	約4,350m	地表式	4車線	32m	幹線街路と平面交差9箇所 幹線街路3・2・1号 沖縄環状線と 立体交差1箇所	
	車線数の内訳		2車線			約1,000m					
			4車線			約3,350m					

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」
(理由)

3・2・6号胡屋泡瀬線は、平成16年2月24日に延長約4.3km幅員32m（一部22m）で都市計画決定を行っている。高原交差点区間の渋滞の主な要因は、中城湾港開発に伴う都市基盤整備に伴う朝夕ピーク時の交通集中のため、右折レーンが短いことによる車線閉塞の発生等となっている。高原交差点区間の実施設計を行った結果、主な対策案として、胡屋泡瀬線（県道20号線）右折専用車線を片側2車線とする容量の拡大に伴う区域の増と国道329号の右折専用車線の延長の増減に伴う区域の変更を行う。また、胡屋泡瀬線と市道桃原大里線との取り付け位置の変更、国道部のコザ十字路向けバス停の移設、比屋根向けバス停のバスベイ新設、及び胡屋泡瀬線の高原交差点～泡瀬側について、擦り付け区間の見直しがあったことに伴う都市計画区域に増及び減の変更が生じたことから、都市計画道路の区域を変更しようとするものである。